

入札説明書

令和7年8月4日に公告したヨウ化カリウムゼリー剤の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、次に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年8月4日（月）

2 担当部局

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県健康福祉部医務課地域医療担当
電話 0952-25-7033

3 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量 ヨウ化カリウム「日医工」

① ヨウ化カリウムゼリー32.5mg（100包1箱）48箱

② ヨウ化カリウムゼリー16.3mg（20包1箱）80箱

(2) 購入物品の特質等 別添仕様書のとおり

(3) 納入期限 令和7年9月30日（火）

(4) 納入場所 佐賀県健康福祉部医務課が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加するものは、次に掲げる要件の全てを満たす者であること要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく参加資格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分若しくは入札参加資格停止処分を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者ではないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び別添様式 2 による誓約書（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 3 時までに上記 2 の部局に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認申請書等を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

6 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格審査申請書の交付場所、提出場所及び資格審査に関する問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当 電話 0952-25-7194

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

8 入札及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2の部局

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札参加者は、下記10の入札場所に持参すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の商号、名称又は氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印しておかなければならない。ただし、金額を訂正した入札書による入札は無効とする。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

10 入札及び開札の方法

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和7年8月27日（水）午前10時00分
 - イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館3階32号会議室
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号に基づき免除とする。
- (2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号に基づき免除とする。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 1人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) 入札保証金が上記11の(1)に規定する金額に達しない者
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反した者

13 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退書を契約担当者に直接持参又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中であつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を施行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 入札金額（総額）が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。（総額落札）
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行う。